

外国人児童生徒等の就学の促進に向けて、この度「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を改訂いたしましたので、その内容や留意事項についてお知らせするとともに、就学促進の取組の一層の充実についてお願いするものです。

8 文科教第 974 号

令和 8 年 8 月 28 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長

淵 上 孝

文部科学省初等中等教育局長

茂 里 毅

外国人児童生徒等の就学の促進について（通知）

外国人の子供の就学促進等については、これまでも各教育委員会及び学校において御尽力いただいているところですが、文部科学省が実施する「外国人の子供の就学状況等調査」（参考 1）の令和 7 年度の結果では、約 9 千人の外国人の子供が不就学の可能性があることが明らかになっています。また、本日、公表した「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ」（参考 2）においても、外国人の子供の就学促進に向けた支援について、一層の強化を図ることとしています。

こうしたことも踏まえ、この度、文部科学省が令和 2 年 7 月に策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（以下、「指針」という）を改訂いたしましたので、貴職におかれましては、下記の点に特に留意しつつ、取組の一層の充実に努められるようお願いいたします。なお、本通知は、「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育の充実について」（令和 8 年 8 月 28 日付け 8 文科教第 977 号総合教育政策局長通知）の「1. 就学促進の支援強化」において別途通知としていた、就学の促進や就学状況の把握等に関する重要事項等についても通知するものです。

都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれては、その設置する学校に対して、国公立大学法人の長におかれては設置する附属学校に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただく

ようお願いします。なお、学校への周知に際しては、例えば、各学校において進める必要がある取組を整理し、教育委員会等が主催する研修・会議等を活用して説明するなど、効率的・効果的な周知に取り組んでいただくようお願いします。

記

1. 文部科学省の施策等

文部科学省では、不就学等の外国人の子供に対する支援や就学状況の調査等、地方公共団体が行う取組を支援するため、「外国人の子供の就学促進事業」を実施しており、令和9年度については、参考3のとおり概算要求を行うこととしております。今後さらなる支援の強化を図ってまいりますので、改訂指針や本通知に記載している各事項の実施に当たり、積極的な御活用を御検討ください。

また、参考3のとおり、今回新たに「プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業」の概算要求を行うこととしており、今後、これらの全国展開に向けて、地方公共団体への支援や、国主導による教材等の開発・普及を進めてまいります。2.（3）も参考に積極的な御活用を御検討いただき、取組の推進を図っていただきますようお願いいたします。

加えて、「外国人の子供の就学状況等調査」の回答を基に取りまとめた先進的な取組事例について、参考4のとおり文部科学省のホームページに公表していますので、併せて御活用ください。

なお、現在法務省を中心に創設を検討している、外国人が日本語や生活上のルール等に関する知識を習得する「日本語・生活学習プログラム（仮称）」に関連して、子供の就学状況等を親の在留審査における考慮要素とすることなどについて検討が進められておりますので、文部科学省でも引き続き連携を図ってまいります。

2. 指針の改訂内容及び補足事項等

（1）就学状況の把握

市町村教育委員会においては、外国人の子供についても、住民基本台帳に基づいて学齢簿に準じるものを作成するなど、外国人の子供の就学状況の管理・把握に努めていただきますよう、改めてお願いいたします。なお、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）等に基づき、「就学事務システム（学齢簿編製等）」¹を導入する場合は、文部科学省の標準仕様書で定める機能を備えていることが必要となっています。改訂指針では、同システムで管理されている外国籍の児童生徒の情報の積極的な活用についても記載しておりますので、システムを導入している

¹ 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）等を踏まえ、地方公共団体に共通する20業務に係るシステムは、関係府省が定める標準化のための基準に適合している必要があり、これを踏まえ、地方公共団体における就学事務（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。））の処理に係るシステム
https://www.next.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1309979_00014.htm

地方公共団体におかれては、当該情報の活用を積極的に御検討ください。

さらに、就学状況が確認できない場合は、電話・訪問等による個別確認等を行うことも有効であることを、改訂指針で明記しています。引き続き、「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」に留意しつつ、別紙の様式も参考に、外国人出入国記録の照会等を活用し、居住実態や国外転出の有無などの確認を行うことも効果的であるほか、関係機関との連携も重要であり、例えば以下のような取組を通じて、就学状況の管理・把握を効果的・効率的に行っている地方公共団体もありますので、参考としてください。

- ・学齢相当の外国人児童が窓口で住民登録を行うと、学齢簿システムにも自動で登録され、就学状況等が把握でき次第、教育委員会で情報を登録していく仕組みを導入。
- ・子ども家庭支援センターと協力し、外国人住民からの問合せ等で把握した情報を教育委員会と共有することで、就学状況を把握。
- ・国際交流部局や首長部局に対して定期的な調査を行い、外国人学校等における就学状況が提供される仕組みを導入。

加えて、上記の方法によっても就学状況の確認が困難な場合において、福祉部局の協力も得ながら調査を実施する点についても、改訂指針で追加しています。こども家庭庁が毎年度実施する「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査」では、各市町村が関係機関で確認できていない子供に対して、目視等により所在や安全等の確認を行っており、「不就学等」を理由に確認対象となっている子供も全国で一定数存在します。教育委員会においては、就学状況が把握できておらず、子供や保護者と連絡不通等の状況である場合には、福祉部局が実施する同調査の機会を活用し、必要に応じて同行し就学案内等を行うことや、福祉部局が同調査を通じて状況確認を行った結果、就学状況を把握できたという場合があれば、福祉部局から情報提供してもらうことも考えられます。また、同調査の確認対象となった不就学児の中に、教育委員会で未把握だった外国人の子供が含まれていた場合には、福祉部局から情報提供を受け、就学に向けた案内や働きかけを行うことも有効です。なお、教育委員会が福祉部局に対し情報提供を依頼する際は、保護者の同意等、個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要です。また、例えば以下のような取組を通じて、同調査との連携を効果的・効率的に行っている地方公共団体もありますので、参考としてください。

- ・福祉部局が同調査を行う際、該当家庭に送付する回答様式の中に、子供の情報を教育委員会と共有することについて、同意するかどうかの確認欄を設け、情報共有を円滑化。
- ・同調査の過程で、福祉部局が外国人出入国記録の照会等により把握した情報について、個人情報保護に留意の上、必要な範囲で教育委員会が提供を受け、就学状況を確認。

（２）就学案内等の徹底

教育委員会においては、学齢相当の子供を持つ家庭に対し、就学案内を徹底するとともに、居住す

る外国人の使用言語への配慮にも可能な範囲で努めていただきますよう、改めてお願いいたします。なお、退去強制手続中である仮放免された者（以下「被仮放免者」という。）や、監理措置に付された者（以下「被監理者」という。）の情報は市町村に通知されることから、被仮放免者や被監理者の中に就学年齢の外国人の子供が含まれる場合に、各担当部局と連携し就学案内等の実施に留意いただきたいことについても、改訂指針に記載しております²。

また、引き続き、首長部局（福祉部局、保健部局等）と連携し、乳幼児健診や予防接種の受診等、様々な機会を活用することも有効です。以下のような取組を通じて、就学案内を効果的に実施している地方公共団体もありますので、参考としてください。

- ・住民登録窓口において就学意向を確認し、住民基本台帳部局から教育委員会に直接案内される一體的な手続きの流れを確立。
- ・A I 翻訳機などのデジタル技術を活用し、多言語に対応した就学案内を実施。
- ・教育委員会による就学案内に加え、就学に向けた保護者への個別説明等はスクールソーシャルワーカーや支援員が対応。
- ・域内の外国人の多くが、派遣会社を通じた就労を目的として来日することを踏まえ、事前に派遣会社から教育委員会に子の年齢や就学予定時期等の情報が共有されるよう連携。

（３）不就学の子供への支援

令和７年度の「外国人の子供の就学状況等調査」の結果では、全国で少なくとも約 900 人の外国人の子供が不就学であることが明らかになっており、不就学の子供を把握した場合に教育委員会が行う支援の重要性について、今回の改訂指針において明記しています。不就学となる要因は様々ですが、日本語能力への不安や学校生活への適応に対する懸念なども背景にあると考えられます。特に、プレスクール（主に学齢期以前の外国人幼児を対象として、入学後の円滑な学校生活につなげるための支援を行う取組）やプレクラス（主に学齢期の外国人児童生徒を対象として、学校就学前や就学後初期段階に、円滑な学校生活につなげるための初期日本語指導等の支援を行う取組）については、こうした不安の解消等への様々な効果が報告されており、1.に記載のとおり今後、文部科学省においても、取組を推進してまいります。これらを含め、以下のような取組を通じて、外国人の子供を就学につなげている地方公共団体もありますので参考としてください。

- ・就学前健診等での就学説明で、日本語や読み書きに不安のある学齢前の幼児にはプレスクールへの参加を、海外から転居した児童生徒に対する複数回の就学ガイダンスの聞き取り調査において、日本語に不安のある場合はプレクラスへの参加を促進。
- ・不就学の外国人の子供を対象に、日本の生活・文化に適応に必要な知識を習得するため、地域の関係機関や団体と連携した教室等を開催し、地域社会との接点を作る活動を実施。

² 監理措置に付される者に対する就学案内等について（通知）（令和 6 年 6 月 24 日）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1415154_00011.htm

- ・不就学の状態にある外国人の子供に対して、母語話者の同行による家庭訪問等を行い、就学に関する情報提供や就学への意識付けを実施。
- ・就学相談窓口の設置や、就学支援員による個別相談等により、相談体制を構築。

(4) 学校への円滑な受入れ

外国人の子供の就学校の指定や変更等については、従前より域内の義務教育諸学校の受入れ体制等の状況を踏まえた柔軟な対応をお願いしておりますが、特定の義務教育諸学校に外国人の子供が集中し、受入れ体制が逼迫している場合にも、就学校の柔軟な指定・変更が可能であることを、今回改訂指針において明記しています。加えて、幼児教育施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）における外国人幼児等も増加していることを踏まえ、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、就学前に得られた情報等の小学校への引継ぎを適切に行うことの重要性についても、記載しています。また、様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を超過した者については、公立の中学校での受入れが可能であり、夜間中学を設置している地方公共団体においては、夜間中学への案内を行うことについても、改めて配慮をお願いします。

さらに、日本語指導が必要な外国人生徒等の高等学校等への進学率は、全生徒と比較して低くなっており、令和7年度公立高等学校入学者選抜では、20 都道府県において帰国・外国人生徒を対象とした特別定員枠が設定されていますが、こうした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮の取組を積極的に進めていただきますよう、改めてお願いいたします。

3. その他留意事項

外国人児童生徒等が急増し、文化的背景等も多様化する中、その背景への理解と円滑な学校教育活動との両立を図ることが重要であるところ、特定の文化的背景等への過度な配慮は、学校現場の負担につながるとともに、学校教育活動に支障をきたすおそれもあります。外国人児童生徒等の受入れに当たり、学校や教育委員会においては、児童生徒や保護者に対して、我が国の学校生活について事前に丁寧に説明して理解を得ながら、学校教育活動の円滑な実施を図っていただきますようお願いいたします。

【別添】「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」

【別紙】東京出入国在留管理局長宛照会書（様式例）

（参考1）令和7年度「外国人の子供の就学状況等調査」結果概要

（参考2）「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ」

（参考3）令和9年度概算要求

（参考4）各地方公共団体における外国人の子供の就学状況の把握・就学促進等に関する取組事例

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897_00001.htm

【その他参考】

- ・「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860_00001.html
- ・「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/196/index.html
- ・「外国人の子供の就学状況等調査」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm
- ・「外国人の子供の就学促進事業」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/1339531_00001.htm
- ・「外国人児童生徒受入れの手引」（令和元年3月改訂）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局国際教育課

TEL：03-5253-4111（内線：4917）

e-mail：gaikoku-seito@mext.go.jp